

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創の推進に関する連携協定書

安中市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（以下「乙」という。）は、安中市のゼロカーボンシティ（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議の上、定める。

（1）再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関すること。

（2）脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関すること。

（3）省エネルギー推進に向けた取組に関すること。

（4）安全・安心な暮らしを担保するレジリエンスの強化に関すること。

（5）里山の恵みと歴史を活かした豊かな自然環境の維持・向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲及び乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して示した情報）を、第三者（ただし、第2条第4項に規定する関係会社は除く。）に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

2 第2条4項に規定する関係会社へ、本協定に基づき知り得た情報を開示する場合、開示当事者は、当該被開示者に対して、本協定と同様の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

2023年6月11日

甲：群馬県安中市安中一丁目23番地13号
安中市

市長

三井均



乙：群馬県高崎市宮元町1番地の2
東京電力パワーグリッド株式会社
高崎支社

支社長

不破由晃

